

務所長に対して行った申請その他の行為とみなすこととした。(附則第3項関係)

- (3) 阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に熊本県阿蘇農業改良普及センター所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県上益城農業改良普及センター所長に対して行った申請その他の行為とみなすこととした。(附則第4項関係)
- (4) 阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇保健所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇保健所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県御船保健所長が行った処分その他の行為又は熊本県御船保健所長に対して行った申請その他の行為とみなすこととした。(附則第5項関係)
- (5) 阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇地域振興局長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇地域振興局長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県上益城地域振興局長が行った処分その他の行為又は熊本県上益城地域振興局長に対して行った申請その他の行為とみなすこととした。(附則第6項関係)

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 本人から書面により個人情報を収集するときは、その目的を明示することとする行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)と同様の規定を追加することとした。(第7条関係)
- 2 利用及び提供の制限の例外について、例外が認められるのは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合とする旨の法と同様の規定を追加することとした。(第8条関係)
- 3 不開示情報について、基本的に法と同様の規定整備を行うこととした。(第16条関係)
- 4 不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは開示をすることができるとの法と同様の規定を新設することとした。(第17の2条関係)
- 5 開示請求があった際の第三者意見の聴取について、一定の場合に聴取を義務付けるとの法と同様の規定を追加することとした。(第19条関係)
- 6 現在の是正の申出に代え、法と同様の利用停止請求権を新設することとした。(第25条の4～第25条の7関係)
- 7 職員及び受託業務の従事者等並びに個人情報保護制度審議会及び個人情報保護審査会の委員に対する法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)と同様の罰則規定を新設することとした。(第44条～第48条関係)
- 8 その他、所要の規定整備を行う(地方労働委員会の労働委員会への名称変更等)こととした。
- 9 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成17年1月1日から施行することとした。
- 10 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
 - (1) この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)の施行の日前に改正前の熊本県個人情報保護条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為又は地方労働委員会に対してされた請求その他の行為は、改正後の熊本県個人情報保護条例の相当規定により労働委員会がした処分その他の行為又は労働委員会に対してされた請求その他の行為とみなすこととした。
 - (2) この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現にされている改正前の熊本県個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)第29条第1項の規定による申出については、なお従前の例によることとした。
 - (3) この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の熊本県個人情報保護条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなすこととした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる県税の特別措置を廃止することとした。
 - (1) 開発地区内における県税の課税免除(第2条関係)
 - (2) 拠点地区内における県税の不均一課税(第4条の8関係)
 - (3) 特定商業集積に係る県税の不均一課税(第4条の10関係)
 - (4) 輸入促進基盤整備事業等に係る県税の不均一課税(第4条の11関係)
- 2 租税特別措置法の一部改正及び農村地域工業等導入促進法に基づく総務省令の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。(第4条の3関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第1条、第4条の2、第4条の3、第4条の12、第5条から第8条まで及び附則第2項関係)
- 4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)から(4)まで及び3(1(1))に関する部分を除く。)は公布の日から、2は平

成 17 年 1 月 1 日から施行することとした。

- 5 平成 17 年 3 月 31 日以前に開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例によることとした。

◇山鹿市、宇城市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村及び菊池市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、山鹿市、宇城市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村及び菊池市を設置することに伴い、次に掲げる条例について、例のような条文の整理を行うこととした。

- (1) 管轄区域の変更を行うもの（1 条例）

熊本県児童相談所条例

(例) 「上天草市、宇土郡」→「上天草市、宇城市」
「宇城市、下益城郡」→「宇城市、阿蘇市、下益城郡」

- (2) 所在地又は位置の変更を行うもの（12 条例）

熊本県空港管理事務所設置条例、熊本県子ども総合療育センター条例、熊本県立学校条例、熊本県公営企業の設置等に関する条例、熊本県食肉衛生検査所設置条例、熊本県立少年自然の家条例、熊本県身体障害者授産施設条例、熊本県身体障害者福祉ホーム条例、熊本県阿蘇みんなの森条例、熊本県知的障害者授産施設条例、熊本県野外劇場条例、熊本県立装飾古墳館条例

(例) 「宇土郡三角町」→「宇城市」、「鹿本郡鹿本町」→「山鹿市」

- (3) 区域の変更を行うもの（2 条例）

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例、熊本県流域下水道条例

(例) 「小川町」→「宇城市」

- (4) 重点整備地区に係る市町村名の変更を行うもの（1 条例）

熊本県幹線道路整備基金条例

(例) 「宇土郡三角町」→「宇城市」

- 2 この条例中、山鹿市及び宇城市の設置に伴う改正に係る規定は平成 17 年 1 月 15 日から、阿蘇市及び山都町の設置に伴う改正に係る規定は同年 2 月 11 日から、南阿蘇村の設置に伴う改正に係る規定は同月 13 日から、菊池市の設置に伴う改正に係る規定は菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。

◇熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）第 19 条第 2 項第 5 号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第 3 条第 1 項に規定する緑地保全地区の区域」を「第 5 条に規定する緑地保全地域及び同法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区の区域」に改めることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

- 1 「開発地区」を定義する規定を削除することとした。

- 2 工場等の指定の要件を定める規定から開発地区内の工場等に関する規定を削除することとした。

- 3 平成 17 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 労働組合法の一部改正に伴い、関係条例の必要な規定の整理を行うこととした。

- (1) 熊本県職員定数条例中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

- (2) 熊本県報酬及び費用弁償条例中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

- (3) 熊本県情報公開条例中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

- 2 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行することとした。

- 3 経過措置

- (1) 改正後の熊本県報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとした。

- (2) この条例の施行の日前に改正前の熊本県情報公開条例の規定により労働委員会がした処分その他の行為又は地方労働委員会に対してされた請求その他の行為は、改正後の熊本県情報公開条例の相当規定により労働委員会がした処分その他の行為又は労働委員会に対してされた請求その他の行為とみなすこととした。

◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 屋外広告物法の一部改正において、略式代執行又は簡易除却を行った広告物等に係る保管、公示等の手続に関する規定が追加され、その公示事項等を条例で定めることとされたため、関係規定を整備することとした。